

平成30年度 第7回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成31年1月17日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】 それではただ今より、平成30年度第7回新宿区情報公開個人情報保護審議会を開会いたします。

それでは、審議に入る前に、本日の資料について事務局から説明をお願いします。

【区政情報課長】 皆様、よろしく申し上げます。事前にお送りした資料ということで、まず、本審議会です新たに諮ります諮問報告事項に関する情報セキュリティアドバイザーの意見一覧、それを送ってございます。その添付としまして、別紙1から別紙4をつけてございます。

それから、前回各委員からご指摘、ご質問いただいた宿題の3つの案件、健康ポイント事業、それから特定検診の事業、それから介護保険の要介護認定情報の厚生労働省への外部データに関するそれぞれの宿題の部分の資料を3件送ってございます。後ほど個別の添付資料はそれぞれ説明したいと思います。よろしく申し上げます。

【会 長】 それでは、説明される方は、資料を読み上げるだけでなく、要点を説明していただいて、必要に応じて補足をさせていただくように、時間の関係でご協力をお願いいたします。

まず、開催通知に書いてありました議事というところ、前回の審議会について、ご意見をいただいた内容について、事務局のほうからその後の検討結果のご報告をお願いしたいと思います。

それでは、これ3つあるわけですね。それでとりあえず、最初のまず「新宿区健康ポイント事業利用規約」及び健康ポイント事業で使用する「WM（わたしムーヴ）利用規約」の一部改正についてです。ご説明をお願いいたします。

【健康長寿担当副参事】 それでは、まず資料の確認をさせていただきます。

A4の横版ですけれども、「平成30年度第6回情報公開・個人情報保護審議会審議内容とその対応について（健康ポイント事業）」ご説明させていただきます。

続きまして、前回の本審議会資料、資料36-1-2、続きまして新宿区健康ポイント事業利用規約資料1でございます。そして事前に前回の本審議会資料36-2-2でございます。資料2を事前にご送付させていただいておりましたけれども、こちらは机上に現在配付されている資料2、修正版というものに差替えをお願いいたします。以上が資料の確認、5種類でございます。

それでは、説明させていただきます。

新宿区健康ポイント事業利用規約及び健康ポイント事業で使用するわたしムーヴ利用規約について、前回の本審議会においてご報告させていただいた際にご意見をいただいた事項について

て、両規約の一部を修正させていただきましたので、本日改めてご報告させていただきます。

資料、平成30年度第5回情報公開個人情報保護審議会審議内容とその対応について（健康ポイント事業）をご覧ください。こちらにお示ししましたとおり、いただいたご意見は3つの事項でしたので、これに沿ってご説明させていただきます。

まず、1点目ですが、資料36-1-2、前回の本審議会資料をご覧ください。新宿区健康ポイント事業利用規約の前文2行目、「以下、『本サービス』を言います。」の「を」が「お」になっていた部分につきましては、誤字であったため、他の条文との文言合わせをあわせて行い、「以下、『本サービス』と言います。」と改めました。修正後のものは資料1の2行目の朱書きをご覧くださいいただければと思います。

続きまして、2点目ですけれども、資料36-1-2、前回の本審議会資料をご覧ください。第2条第1項の5行目に、本規約とわたしムーヴの利用規約で、内容の異なる条項については、本規約の内容が適用され、わたしムーヴの利用規約の当該情報は無効となります、と記載されているが、内容の異なる条項が何か分からないというご意見をいただきました。そのため、新宿区健康ポイント事業利用規約の該当箇所に該当する条文及び適用される取扱いを明記するとともに、わたしムーヴ利用規約の対応する箇所についても同様に修正いたしました。

まず、新宿区健康ポイント事業利用規約の修正部分ですが、資料1をご覧ください。第2条第1項、朱書きの部分です。1つ目は、「MV規約第28条第2項第3号から第7号までは無効となり、本規約第11条第3項及び第4項が適用されます。」と、該当する条項を明記するとともに、このため、以下にどのような条項が無効になるのかを、条文を具体的に記しました。

また、わたしムーヴ規約第28条第2項第8号及び第28条第3項に基づいて、わたしムーヴで使用した個人情報を事前に同意を得ず第三者との間で共同利用することはない旨を明記しました。

また、2点目ですけれども、わたしムーヴ規約第29条が無効となり、新宿区健康ポイント事業利用規約の第11条第4項が適用されるため、個人情報を第三者との間で共同利用することはない旨を明記いたしました。

さらに3つ目としまして、わたしムーヴ規約の第38条が無効となり、本事業退会後は速やかに個人情報が消去される旨を明記いたしました。

続いてわたしムーヴ規約の修正部分ですが、本日机上配付させていただいた資料2、わたしムーヴ規約をご確認ください。こちらの冒頭の朱書きの部分が修正箇所ですが、本規約中、次の各号に掲げる条項については、新宿区健康ポイント事業利用規約のそれぞれに対応

する条項が適用され、無効となると記した上で、先程ご説明させていただいた、新宿区健康ポイント事業利用規約と対応させた条項を（１）から（３）として具体的に記すように改めました。

最後に、前回の審議会においていただいたご意見の３点目についてですが、資料３６－１－２、前回の審議会資料をご覧ください。第１７条に運営者とあるが、委託先と再委託先も入っているため、区のチェックがないまま、事業が進んでしまうことがあるのではないかと不安がある。区が管理しているということが分からないというご意見をいただきました。そのため、条文における「運営者」という言葉については、参加者にとって不利益な取扱いとなる恐れのある条項については、主語を「区」としました。一方で、業務内容がリスク管理、賠償責任等に関する条項については、主語を「運営者」のままとしました。

資料１をご覧ください。「運営者」を「区」に改めた条項については、まず第５条第１項及び第１１条第６項は参加者の資格取消しに関する事項であるため、「区」に改めました。第９条第３項は、ポイントの取消しに関する事項であるため、「区」に改めました。第１７条、本規約に定めのない事項に関する取扱いについては、朱書きのように、別途「区条例、規則、要綱その他区の」定めるところに従うものとするという表現に改めました。

以上が、本審議会において前回いただいたご意見をもとに修正させていただいた点でございます。本規約は本審議会において了解を得た後、改正したものを平成３１年１月３１日に施行予定です。改正の内容は区のホームページに掲載するとともに、アプリユーザーにはアプリ内のお知らせ機能により、重要なお知らせとして周知いたします。

また、通信機能付き歩数計ユーザーには保健センターに設置するタブレット端末へのアクセスに通知いたします。本審議会においていただいたご意見を生かし、今後一層適正に事業を運営してまいります。報告は以上です。

【会長】この案件は一応委員から疑問の出た点で、それを後でご説明いただくことを前提に、審議の採決はしておりますので、議題としては扱いませんけれども、ご意見は今この場でお聞きしたいと思います。

それでは、今の件につきまして、ご説明についてご質問、ご意見がありましたら、どうぞ。須貝委員。

【須貝委員】今回、修正はしていただいて、新宿区の利用規約とドコモさんの利用規約ですか、この適用関係が明確になって、非常に分かりやすくなったということで、ありがとうございます。評価いたしております。

1つだけ、法制的な面でお伺いしたいのですけれども、この新宿区の利用規約とこの2つを、ドコモの規約と比較してみますと、ドコモのほうの利用規約の改正案で言いますと、(1)のところ、個人情報をごくこういうもの以外に利用することはありませんというくだりのところなのですが、新宿区のほうではこの事業の中にアンケートとか景品の送付、このためには使うということが書いてあるのですが、ドコモの利用規約の中にはそこが書いていないのですけれど、これは何か、こういった事情によるものでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】 これは健康ポイント事業として、健康ポイント事業に参加された方については、それについてのアンケート等、あるいは実際のポイントを獲得された方については、このような賞品、インセンティブが得られるということで、ご案内をさせていただく部分がありますので、こちらに関しては、行うことがあり得るということで、あえて表記をさせていただいておりました、わたしムーヴに関しても、様々なサービスについては、この健康ポイント事業を利用されている方にアンケートをすとか、キャンペーンをすということはないという意味で書き分けさせていただいております。

【須貝委員】 一般的にはいろいろなサービスを前提にするからということで、一般的な記述にしているということですかね。

【健康長寿担当副参事】 一般的というか、健康ポイント事業に関するものについては、アンケートとかキャンペーンがあり得るところで、わたしムーヴの利用者としての、わたしムーヴに関する事でキャンペーン等に使うことはございませんという意味で、書き分けさせていただいております。

【須貝委員】 全くないということになるのですね。分かりました。

【会 長】 よろしゅうございますか。

ほかにご質問か、ご意見はございますでしょうか。

それでは、一応これはご報告を受けたということで、了承ということにしておこうと思えます。

では、本件は終わりました。

次は、2番目、(特定健康診査受診者に係る国保レセプト情報の目的外利用(変更)等について)の修正についてであります。どうぞ。

【区政情報課長】 事務局のほうから報告をさせていただきます。

平成30年度第6回本審議会の資料37の修正についてということで、資料の事前送付をし

たもの、こちらと、それから別紙1の資料37、こちらを使ってご説明をしたいと思っております。よろしいでしょうか。

前回、本審議会で、資料37の特定健康診査受診者に係る国保レセプト情報の目的外利用(変更)等について、健康づくり課から、諮問とご報告をさせていただきました。別紙1の資料37の4ページをお開きください。4ページの委託の内容、朱書きの部分がございますけれども、こちらに保健指導の実施方法、面談相談、電話相談、手紙により行うという記載が今ございますけれども、こちらに誤ってインターネットサイトを利用した相談という記載がございました。こちらについて、委員からご質問を受け、誤った記載だということで気がつきまして、訂正をさせていただき、削除をさせていただきました。それが1点目でございます。

同じく、資料の5ページ目をご覧ください。受託事業者に行わせる情報保護対策運用上の対策の一番上に、「再委託を行う場合」という記載が実は前回の資料でございました。こちら委員からのご指摘で、再委託を行うのかというご質問に対して、再委託は一切行いませんので、再委託を行う場合にはという記載について、削除をさせていただきという修正の内容でございます。以上、2点でございます。

【会長】この点も同じように議題として扱いませんけれども、ご意見かご質問がございましたら、どうぞ。

ないようでしたら、これはごく簡単な事項なので、一応報告を受けて特別な意見はなかったという処理にしたいと思います。

それでは、引き続き前回の件で、3番目ですけれども、要介護認定情報等の厚生労働省へのデータ提供に伴う外部結合についてであります。事務局、どうぞ。

【区政情報課長】こちら事務局からご説明をしたいと思います。

ご説明する資料ですけれども、A4横、表題が平成30年度第6回情報公開・個人情報保護審議会内容とその対応についてという表題があるものが1つ、それから要介護認定情報の厚生労働省への提供についてという図のものが1つ、それから参考資料といたしまして、介護DB収集経路と匿名化処理という図がついているものが1枚。それから参考に、前回の本審議会資料ということで、資料39の調査票、それから資料39-1、資料39-2、資料39-3、こちらを説明資料としてお送りをさせていただいております。よろしいでしょうか。

説明をさせていただきます。前回、介護保険課のほうから要介護認定情報を厚生労働省に、国保連を経由して提供するという外部結合についての諮問事項の説明がございました。その中で、委員のほうからこの提供についての位置づけ、それから区としてそれに従わないことがで

きるのかどうか、それから提供する項目についても選択をすることができるのかというようなこととあわせて、きちんと個人情報の管理や提供した後の管理について、対応を区としてもとるべきだというご意見をいただきました。それに関連して、介護保険課そして区政情報課のほうで、国のほうに問い合わせをし、回答を得た内容についてご説明をしたいというふうに思っております。

お送りした資料で、この要介護認定情報の厚生労働省への提供についてをご覧いただきたいと思えます。まずこの提供についてなのですが、介護保険法第118条の2、第2項に基づく提供になりまして、地域包括ケアシステムの構築に向けて、全ての自治体が国のほうに提供しなければならない義務を負っているということで、選択制ではなく、義務を課せられている外部提供であるということで、国のほうから口頭回答がございました。

また、提供する項目についても、区のほうでこの項目とこの項目を提供するけれども、この項目はだめだとかというような選択はないというような説明で、一律認定ソフトの情報を提供するというような仕組みになってございます。

この図の一番下を書いてございますけれども、まず新宿区の段階では、要介護認定情報ということで、個人情報がついているものを持ってございます。それを国保連に専用通信回線でお渡しをするわけなのですけれども、都道府県の国保連の段階では、個人情報はまだついでございます。そこで、国保連の段階で個人情報の匿名化処理というのをソフトを使って行い、それを国保中央会が取りまとめをし、厚生労働省に提供をすると。直接納入をしてお渡しをするという流れでございます。

都道府県の国保連までは、個人情報ありの状態でございますけれども、国保中央会、それから国のほうにデータが渡った段階では、個人情報がないデータであるというふうな仕組みになってございます。

また前回、委員からのご指摘もございましたけれども、民間企業での活用についても、非常に重要視されているところでございますけれども、今回のこの要介護認定情報の外部提供の仕組みについては、いわゆる匿名加工の利活用の制度とは別枠で、国のほうが介護DBの利用というガイドラインに従って、提供して活用するものであり、国、行政機関、大学、それから決められている独立行政法人に限って利用を認められているもので、一般的な民間の企業活動には使われないというようなことの報告がございました。

なお、ちなみに、この新宿区と都道府県の国保連の間については、覚書を締結しております。適切な処理を課しているというふうなものでございます。

また、厚生労働省と国保中央会との間は、個人情報はないものの、契約という形で適正な処理を課しているということで、国のほうから回答があったものでございます。

なお、詳しくはご説明は省きますけれども、3枚目につけているこの介護DBの収集経路と匿名化処理のところで、どのように個人情報を削るのかというようなところで、参考にしてくださいということで、国のほうから示されたものが、この図になります。被保険者番号のかわりに、ハッシュ値という値に置きかえて、このハッシュ値という値が外部に漏れたとしても、個人を特定できない仕組みになっているというようなことでございました。

現時点で把握ができた途中経過にもなりますけれども、この外部提供についての宿題のご報告については、以上でございます。

【会 長】 それでは、ご質問かご意見がありましたら、どうぞ。三雲委員。

【三雲委員】 国のほうにお問い合わせいただいたようで、ありがとうございます。

確認なのですけれども、先程、その介護DBの利用者は、国、行政、大学や研究開発独立行政法人等に限定されて、民間への提供は認められていないというふうになっていますけれども、これはその先程のご説明にあった非識別加工情報とは別枠の仕組みなのということなのですが、逆にその非識別加工情報、要するに行個法、行政機関個人情報保護法の適用は、このデータベースに関してはないということは、法律上担保されているというふうに理解してよろしいでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【区政情報課長】 区といたしましても、その辺の根拠を再三確認をしたのですが、国からの回答は、対象外だと。この仕組みについては、非識別加工の制度の対象外であるという口頭回答はいただいておりますが、法令的に記載があるのかというようなことについては、回答は得られませんでした。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 法律上根拠があって、民間への提供がないのだという担保は、今得られていないのかなという感じはするのですが、事実上、こういう取扱いを厚生労働省がしているとして、それを後に変更すると。民間への提供もあり得るのだというときに、区としてどういう対応を取り得るのだろうかという点については、どのようにお考えでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【区政情報課長】 介護保険課のほうとそれから提供の経由先であります国保連合会、あるいはその先、中央会というのがございますけれども、まず区の窓口が都道府県の国保連になります

ので、今、介護保険課のほうから区政情報課のほうに、国保連との協議を始めたということの報告を聞いてございます。その中で、区のほうからどういうことが申し入れができるのか、あるいはその担保ができるのか、その辺について、課長レベルでの話し合いを始めたということで、報告を聞いてございますので、今後の検討課題というふうに認識してございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】ありがとうございます。そうすると、そういった変更が、民間への提供が始まるときには、少なくとも区のほうにそういったことが分かるようになっていて、何らかの手当てができるような、そういうきっかけぐらいは覚書の中に書いておいていただきたいというふうに思います。以上です。

【会 長】今のところはお意見だろうと思うのですが、ほかにご質問かご意見、ございますか。伊藤委員。

【伊藤委員】今回のこの参考の2番の匿名化処理のところになるのですが、この被保険者番号がハッシュ値に変わるという話があると思うのですが、これは1回左から右に例えばハッシュに変わりましたという、それでもう分からなくなるという話だと思うのですが、この右から左に解読されるパターンというのは、ゼロではないというふうに私は認識しておりまして、だんだん技術が進歩してくると、逆に戻せるようにデータベースが蓄積されていくというパターンもあると思っていて、ここすごく今後も追っていかないと、ちょっと危ないポイントかなというふうに思っています。ハッシュ値から、分かりやすく言えば、被保険者番号が出るということも、今は別に民間に提供するという話ではないとは思いますが、そういうリスクがあるというのは、これは認識をしていただきたいと。この図だけで安心というわけではないので、そこはちょっと今後、見ていただきたいと思っています。

この辺の議論含め、このハッシュ値の生成の方法はどうなのだというのを、システムでちゃんとどういう仕組みがあるかというのがあるので、じゃあどの種類のハッシュ値の出し方を使っているのかということ、より一層、情報セキュリティアドバイザーにも協力してもらったほうがいいのかというのは思っています。

この話をここでそもそもやるのが適切かというのもあるのですが、ここでこういう技術的な話はあまりしなくていいように、この辺は今後課題として、システム的にどう安全を担保するのかというのを考えていただきたいなというふうに思っています。今後、民間に出したとき、不安だと思ったので、ここをしっかりと後は見ていただきたいなというふうには思いました。

【会 長】その点はセキュリティアドバイザーの方とご相談されたらいいのではないですか。

【区政情報課長】今後、検討させていただきたいと思います。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件も前の2つと同様に、議題としては扱っておりませんが、一応ご報告を受けて、了承したということにしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、前回分のご報告3件を終わりましたので、本来の議題に入りたいと思います。

それでは、資料43、共通納税システムの導入に係る外部結合の追加等についてであります。まず、資料の確認をお願いしましょうか。

【税務課長】よろしくお願いたします。使います資料は、資料43、次に資料43-1、A4縦版のこちらの資料になります。続いて資料43-2、細かい書き込みの多い図になります。最後、43-3、以上が説明に使う資料となります。よろしいでございましょうか。

【会 長】どうぞご説明ください。

【税務課長】それでは、説明をさせていただきます。資料43、こちらを1枚めくっていただき、2ページ、事業の概要をご覧ください。

事業名、担当課は記載のとおりとなっております。

目的は共通納税システムを導入することで、特別徴収義務者である事業者の事務負担を軽減することです。対象者は、共通納税システムを使って住民税を納入する区内の個人事業者となります。

続いて、事業内容でございます。現在、事業者が従業員の住民税を給与から差し引き、各自治体に納入する際は、自治体ごとに納入手続を行う必要があり、大きな事務負担となっております。例えば、10人従業員がいて、10人違う自治体に居住されている方であれば、事業者は10カ所に納付しなければいけない。こういうようなことになってございます。このたび、地方税法が改正され、本年10月から一般社団法人地方税電子化協議会が複数の自治体に対する電子納税を行うことができる共通納税システムの運用を全国的に開始いたします。

共通納税システムでは、事業者が地方税ポータルシステムを利用して、従業員の住民税を電子納税した納付情報がL G W A N回線で地方税電子化協議会から区にデータ電送されます。共通納税システムを使うことで、事業者が複数の自治体に対する電子納税を一括して行うことが可能となります。

なお、区と地方税電子化協議会で送受信する納付情報には、従業員の個人情報含まれませ

ん。しかしながら、事業者の会社名、会社住所等は情報に含まれます。したがって、事業者が個人事業主であり、会社名を個人氏名、会社所在地を個人住所等に設定している場合には、個人情報と同等となるため、本審議会に今回お諮りするものとなります。

なお、対象となります区内の特別徴収を行う個人事業者の数は、約850件となっております。

次に、資料43-1をご覧ください。今回付議させていただく共通納税システムでデータの送受信を行う地方税ポータルシステムについては、税務業務における他の案件で既に本審議会に付議し、承認をいただいているものとなります。左から順に、年金からの住民税特別徴収に伴う外部結合、給与からの住民税特別徴収に伴う外部結合、1つ飛ばしまして、国税連携の導入に係る外部結合について、既にご承認いただき、現在もデータの送受信を行っております。今回はこの地方税ポータルシステムを用いて、新設します共通納税システムの納付情報を送受信するものとなります。なお、区と地方税電子化協議会との間は、LGWAN回線で接続してございます。

次に資料43-2をご覧ください。この資料は共通納税システムのデータの流れ、また実際の入金の流れを書いたものでございます。書き込みが細かくなっておりますが、要するに資料上部の青い線で囲まれた部分が区のシステムで、資料真ん中よりやや下の朱色で囲まれている部分が地方税電子化協議会のシステムとなります。このように、区と地方税電子化協議会の間で特別徴収事業者の納付情報を、資料中央のオレンジ色の線で書かれていますASP事業者のシステムサーバを介し、やりとりをする、そういった流れとなります。それぞれの段階での情報保護対策につきましては、黄色い吹き出しで記載しているとおりとなっております。

資料の右端の縦の流れでございますが、こちらが事業者の取引銀行から区の指定金融機関であるみずほ銀行への入金の流れを示しています。資料、一番下、緑のところは事業者となりますが、ここから事業者のメインバンク、地方電子化協議会の共通口座を経て、区の指定金融機関みずほ銀行に払い込みが下から上へ流れてされるということを示してございます。

それでは、資料43-3ページにお戻りください。今申し上げたとおり、データの送受信の流れの中で、区と地方税電子化協議会をLGWAN回線で外部結合することになるため、外部結合の追加についての諮問となっております。保有課、登録業務の名称は、記載のとおりでございます。結合される情報項目については、対象者が共通納税システムを使って従業員の住民税を納付する区内の個人事業者、情報項目は資料43-3、こちらのほうに一覧でまとめさせていただきました。

結合の相手方は、地方税電子化協議会となりますが、※印に記載していますとおり、地方税電子化協議会との外部結合は、平成21年度第2回、第6回、平成22年度第3回で本審議会に付議し、承認をいただいております。

結合する理由は、共通納税システムを導入し、事業者の事務負担の軽減を図るものでございます。

結合の形態は、区の審査クライアントと地方税電子化協議会のポータルセンターをL G W A N回線で接続し、データの送受信を行う形となります。

結合の開始時期と期間は、平成31年10月1日に開始し、次年度以降も継続となりますが、本年4月1日から9月30日までの間につきましては、仮稼働、テスト環境構築のため、個人情報情報は使用しない形で外部結合をいたします。

情報保護対策につきましては、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーに基づき、1から11に記載の個人情報保護措置を講じます。具体的には、専用回線であるL G W A N回線の利用、データの暗号化、ファイアウォール及びウイルス対策ソフトの使用等を行います。

続いて、ページをめくっていただき、4ページをご覧ください。共通納税システム導入に伴い、地方税電子化協議会とのデータの送受信を行うシステムの運用につきまして、A S P事業者であるN T Tデータに業務委託することの報告でございます。

なお、本業務委託についても、他の税務業務で既にA S P事業者に業務委託しておりますので、業務内容の追加ということにはなりません。保有課、登録業務の名称、委託先、委託に伴い事業者処理させる情報項目については、記載のとおりです。

処理させる情報項目の記録媒体は、電磁的媒体です。

委託理由は区が独自に審査システムの開発、運用を行うことと比較し、審査システム運営事業者が運用する審査システムを利用するほうが経費面、運用経費ともに廉価であり、開発運用に要する区の人的負担も大幅に軽減できるためでございます。

委託の内容は、審査システムの運用、保守、サポート業務及び個人事業者に係る情報の一時的な保存業務を委託します。

委託の開始時期、期限は、本年10月1日から平成32年3月31日までとなっております。次年度以降も継続でございます。

委託に当たり、区が行う情報保護対策及び次ページに記載しております受託事業者に行わせる情報保護対策につきましては、運用上の対策とシステム上の対策に分けて記載をさせていた

だいております。

説明は以上になります。よろしく願いをいたします。

【会 長】 それでは、セキュリティアドバイザーの意見を、事務局のほうから。

【区政情報課長】 こちらのセキュリティアドバイザーの意見一覧、ご覧ください。今回のその共通納税システムに係る案件については、意見なのですが、個人情報の取扱い、それからセキュリティ対応について、現状考えられるリスクについて、満足する対応がなされている、その上で、その他の意見がついてございます。本事務では、貴団体へデータが届くまで、事業者、地方税電子化協議会、それからASP事業者の3つの主体を経由する。そのため、各主体におけるセキュリティ対策が重要である。特にインターネット経由で提出する事業者、それからインターネットからデータを受け取り、LGWAN経由でデータを送出する地方税電子化協議会については、セキュリティリスクがあるということで、本事務を利用する企業に対するセキュリティ対策の啓発というのが非常に重要だということで、アドバイザーから意見が出ておまして、参考に別紙1から3の参考資料をいただいております。それに対しての区の担当課の対応といたしましては、区のホームページに新たに作成する予定の共通納税システムのページに現在掲載されている情報セキュリティに関するページ、これは別紙4ということで、つけさせていただいておりますけれども、こちらへリンクを張らせていただきまして、この情報セキュリティに関する提示、例えばウィルス対策ソフトの導入や、おかしいと思った添付ファイルを開かない等の啓発事項が書かれてございます。こちらのリンクを張った上で、セキュリティ対策の啓発を行いたいということで、担当課のほうは答えているところでございます。以上です。

【会 長】 それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

ございませんか。だんだんシステムが複雑になるから、システムの理解がなかなか難しいかも。基本的な個人情報が何か侵害されそうかどうか、疑問があれば意見を出されたらよいと思います。どうぞ、須貝委員。

【須貝委員】 技術的な話ではないのですけれど、これは新宿区に限った話ではないですよ。ほかの市町村も全部、このシステムを活用するようになるわけですよ。そうしたときにいちいちASP事業者と業務委託契約を結ぶということになると思うのですけれども、それも何か大変なような気がするのです。1,700団体ぐらい市町村があるわけですから。その辺は国のほうでも一括して何かやるとか、いろいろお考えになっているようにも思うのですが、そういうことにはまだなっていないのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【税務課長】ご指摘のとおり、このシステム自体は、全国一斉に開始されるということで、それぞれの自治体において、このような個人情報保護の審議会等々の手続を行うと同時に、全自治体がそれぞれ委託契約をすると、こういった流れになろうかというふうに思っています。

【会 長】どうぞ、須貝委員。

【須貝委員】ASP事業者って、地方税電子化協議会に登録しているわけですね。

【会 長】どうぞ、ご説明ください。

【税務課長】こちら、ASP事業者は具体的な名称で言いますと、NTTデータということになるのですが、これはASP事業者としていわゆるJ-LISといわれる地方公共団体情報システム機構から認定を受けてございまして、この共通納税システムに関して、こちらを利用するという事は、この地方税電子化協議会によって指定されていると、こういった関係になってございます。

【須貝委員】ありがとうございます。

【会 長】よろしゅうございますか。

ほかにご質問かご意見、ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは諮問事項と報告事項とがございまして、外部結合については諮問事項、業務委託については報告事項となっておりますが、諮問事項については承認ということで、報告事項については了承ということで、よろしゅうございますか。では本件はそういうことで、終了といたします。ご苦労さまでした。

次に資料44、公的個人認証サービスにおける外部結合の相手方等の変更についてであります。

それではまず資料を確認の上、ご説明いただきたいと思います。どうぞ。

【戸籍住民課長】それでは、資料の確認からさせていただきます。資料は44、5ページでございます。それと別資料として、カラー刷りの44-1、もう1枚、44-2の3種類でございます。よろしいでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【戸籍住民課長】それでは説明をさせていただきます。公的個人認証サービスにおける外部結合の相手方等の変更等についてでございます。本件は法令の定めに基づいて外部電子計算機との結合をしたとき、また法令の定めに基づき、電子計算処理をしたときの報告案件ということでございます。資料44をおめくりいただきまして、2ページでございます。

事業名、担当課、目的、対象者等は記載のとおりですが、その下、事業内容をご覧ください

まして、まず初めに、事業内容の真ん中から下のほうに、3番として変更日を記載させていただいております。この変更日が平成28年1月4日でございます。といいますのも、本来であれば変更があった際、速やかにこの審議会にご報告すべきものだったのですが、私どもの事務処理の漏れでございまして、この度この報告が漏れていることが判明いたしまして、本日も報告させていただくことになりました。報告が遅れましたこと、お詫び申し上げます。

それでは、改めまして、この事業内容にお戻りいただきまして、1、概要に参ります。区では、電子署名等に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づきまして、平成16年1月から公的個人認証サービスを開始してございます。この公的個人認証サービスですが、住民基本台帳カードに電子証明書を搭載するという形態で行っているものでございます。

その後、平成28年の1月から社会保障税番号制度が開始されました。このことに伴いまして、マイナンバーカードに電子証明書を記録できるように、先程の法律が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に改正がされました。

この改正の主な内容としましては、これまで各都道府県知事が行っていた認証業務を、地方公共団体情報システム機構が行うことという改正でございます。

あわせまして、認証業務に使用する電子計算機また通信回線についても、改正が行われたものですから、今回改正内容、変更内容をご報告をするという運びでございます。

それでは、資料の44-1をご覧ください。横書きのカラーのものですが、こちらは電子証明書の発行手続をイメージで示したものでございます。左上、1番になりますが、まず電子証明書を必要とされるお客様、申請者が窓口で申請書とマイナンバーカードを提示をいたします。2番、区の担当者が本人確認を行い、3番として作業がございしますが、鍵ペアというものを区で生成をして、これを認証業務を行う地方公共団体情報システム機構に送り、電子証明書の発行を依頼するという流れです。機構のほうでは、この申請に基づきまして、電子証明書を発行し、区市町村の窓口で電子証明書が送られて、真ん中ほど、6番になりますけれども、電子証明書が私ども区役所の窓口が届きましたらば、お客様に利用のための暗証番号を設定していただいて、電子証明書の搭載が完了するということになります。イラストがございしますが、お客様は受け取ったカードをもとに、現在で言いますとコンビニ交付サービスに利用になられたり、e-Tax用に利用になられているというところが公的個人認証サービスの概要のイメージでございます。

続いて、資料44-2をご覧ください。こちらは今回ご報告となります外部結合の相手方の変更、また電算処理の変更について、図に示したものになります。この図ですけれども、上段

が変更前の図になりまして、これまでは図の左側にあります受付窓口端末を使用しまして、申請者情報をL G W A N回線を経由し、東京都知事に送信をします。東京都知事が発行した電子証明書情報は、受付窓口端末で受信をし、住民基本台帳カードに書き込んで交付というスタイルをとっておりました。下段のほうに参りますけれども、この事務処理手順が改正をされて、下の図のように変更となりました。これが平成28年1月4日からの変更ということでございます。

まず、図の右側に示してございますが、結合先がこの法改正により東京都知事から地方公共団体情報システム機構に変更されました。

2つ目の変更点ですが、図の中央ですが、通信回線が国が定める技術的基準の改正により、L G W A N回線から住民基本台帳ネットワークシステムの専用回線に変更をされました。

最後に3つ目の変更点ですが、図の左側になりますが、認証業務に使用する端末が同じく技術的基準の改正によって、L G W A N回線に接続された受付窓口端末から住基ネットの専用回線に接続された統合端末に変更されました。

あわせて、図の中には黄色の吹き出しを使いまして、それぞれの作業局面で施しております個人情報の保護措置をお示ししているところでございます。

それでは、資料44にお戻りいただけますでしょうか。2ページ目、資料の中ほどになります事業内容の2、変更内容でございますが、こちらに記載の変更内容は、今、図を使ってお話をさせていただきましたが、①外部結合における結合先の変更及び通信回線の変更について記載させていただいております。もう1つ、②といたしまして、電子計算処理の変更ということで、端末の変更というものを行っているというところでまとめてございます。

次の3番、変更日は先程申し上げましたが、平成28年の1月4日に改正が行われているというものでございます。

それでは、資料は3ページになります。外部結合の変更の報告帳票になります。

まず、上段から3段目、結合される情報項目ですが、こちらについてはこれまでと変更はございません。

その下の段になります結合の相手方ですが、こちらが地方公共団体情報システム機構というほうに変更になります。

続きまして、結合する理由です。社会保障税番号制度の開始に伴う法改正により、認証業務行うものが東京都知事から機構に変更されたため、結合の相手方を変更するものです。また、あわせて、技術的基準の改正により、外部結合に使用する通信回線をL G W A N回線から

住基ネットの専用回線に変更するものでして、その下の段にいきますが、結合の形態は住基ネットの専用回線を経由して、統合端末により情報項目の送受信を行うよう変更するというもの
でございます。

一番下段になります。情報保護対策でございますが、こちらにつきましては、新宿区個人情報保護条例を初めとします各種規定等に基づきまして、記載のとおり個人情報保護措置を講じて
ございます。

続きまして、資料5ページをご覧ください。別紙になりまして、こちらは公的個人認証サービスにおける電算処理の変更についての報告事項ということになります。

上から3段目、記録される情報項目の中身ですが、1、個人の範囲、2、記録の項目については変更は
ございませんが、先程も図を使ってご説明いたしましたが、3番のこの業務を記録するコンピュータに
関しまして、統合端末に変更するものです。

変更理由は、技術的基準の改正により、電子証明書の発行業務に使用する電子計算機が変更
されたことによるものです。

変更内容です。電子証明書の発行業務に使用する電子計算機を行政専用のL G W A N回線
を経由して送受信する受付統合端末から、住基ネットの専用回線を経由してマイナンバーカード
の交付を同時に行うことができる統合端末に変更するものでございます。

変更の時期は平成28年1月4日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【会 長】 それでは、事務局のほうからセキュリティアドバイザーのご意見をご紹介します
い。

【区政情報課長】 アドバイザー意見一覧をご覧ください。2行目になります。公的個人認証サ
ービスにおける案件に係る、今回、助言ということにていただいております。本件は、総務省等
が提示したセキュリティ対策を行い、J-L I Sと外部結合するものであり、提示されている
資料からセキュリティ対策について満足していると考えられるとした上で、2点助言をいただ
いております。

1点目、定期的な監査及び職員への教育を継続的に実施すること。それから2点目、窓口業
務で行う端末について、特に電子証明書の交付時において、作業が終了したらシャットダウン
を励行することということで、立ち上げた状態で放置しないことという意見がつかしました。

シャットダウンについて、再度確認をした際に、その下の※印のところ、追加のご意見があ
りました。社保庁の年金データの漏洩時の調査でも明らかになったものの1つに、照会画面を

開いたまま離席したというものが多かったと。悪意を持つ個人や、興味本位の個人にむやみに見られるリスクを回避するため、電源を落とすまでではないけれども、画面を落とす、あるいはスクリーンセ이버を起動し、決まったIDとパスワードのみで作業の再開ができる等の配慮が必要だというようなことで、追加の意見がございました。それに対する担当課の対応といたしまして、1点目の助言に対しましては、公的個人認証サービスに係る事務処理手順等は、法令や規定等に準拠して適切に実施されているかを確認するため、外部監査人による準拠性監査を定期的実施します。また情報セキュリティ責任者、これは各課長になりますけれども、課長はセキュリティを操作する職員に個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう、定期的に指導する。

2点目、個人情報のむやみやたらな閲覧を防止するための保護ですけれども、電子証明書の発行等の作業を終えた際は、その都度、必ず統合端末をログオフするよう、職員に徹底をする。また、ログオフせずに一定時間操作することがない場合は、統合端末を自動的にロックし、不正使用を防止する対応を行うというふうに担当課としては答えてございます。以上です。

【会 長】 それでは、本件につきまして、ご質問かご意見、ございましたら、どうぞ。川村委員。

【川村委員】 川村です。何点かお伺いしたいと思います。

1つは、変更前というところで、住民基本台帳カードに公的個人認証をされているということで、変更前ということにはなっていますが、たしか、これ期限があったかと思しますので、それとの関係で、東京都の認証の方が最終的に期限が切れるというのはいつになりますでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【戸籍住民課長】 資料44-2に、変更前として平成27年12月22日という日付を書かれています。この日付が従前のこの公的個人認証、電証の発行期限、従前の形態による発行の最終日ということになります。そこから3年が有効期限ということですので、つい先日になりますが、平成30年12月に全ての住民基本台帳カードの電証は期限切れということでございます。

【会 長】 川村委員。

【川村委員】 そうしますと、この間コンビニ交付サービスということで、そのためにマイナンバーカードを取得して、されるという方が多かったかと思うのですが、今度e-Taxを使って、確定申告の時期になってきますので、住民基本台帳カードでの公的個人認証の切れた方が、

この申込みをなさってくるということもあろうかと思うのですが、そういう意味では作業が集中してくる面もあると思うのですけれども、ここら辺の見立てといたしますか、そういうのはどのようになっていますでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【戸籍住民課長】 今、ご説明いただきましたように、私どもこの間、マイナンバーカードの交付ということで、進めてまいりました。マイナンバーカードの中にごございます電子証明書をご利用いただけますと、これからの時期にごございますe-Taxにもご利用いただけるということで、これまでもそういう準備ということも踏まえまして、従来の住民基本台帳カードの期限というものも見据えまして、広報等はさせていただき、引き続きこういったカードを使ってe-Taxを行う方につきましては、マイナンバーカードの取得を勧めてきたところでございます。

先程、12月に最後の住民基本台帳カードの電証の期限が切れるというお話を差し上げましたが、この電証の部分を管理しております機構のほうで、昨年6月ぐらいにそれぞれの利用者向けに、それと12月にもう一度、お持ちの電子証明書の有効期限が切れますよというご案内を、機構のほうから個別に利用者の方にご案内しているということは、私どものほうでも情報はつかんでおりまして、そういったことで区のほうにもお問い合わせが来るかもしれないということで、情報を聞いております。具体的にどうしたらよいかと、あるいはどういうことかということで、私どもに問い合わせを受けているというのは、このところではございませんけれども、そのようなことで、従来の証明書の期限の更新につきましては、各お客様にお知らせはしているところでございます。

【会 長】 川村委員。

【川村委員】 そうすると、ポータルサイトのほうに、例えばe-Taxを利用されている方々のメッセージが来るようなところがありますけれども、そこにいつているということなのでしょうか。はがきとか手紙というのは聞いたことがないのですけれども、そのところを念のためお伺いしたいのと、あと、従来、変更前と変更後を比べまして、住基カードなりマイナンバーカードを持っていらっしゃる方が申請して、公的個人認証が使える状態になるというのは、時間的には、期限的には、期限というか、申請してからどれぐらいで使えるようになるかというところをお伺いしたいと思います。

あと、もう1つは、全体として従前よりも変更点のところを見ても、セキュリティ的には安全性は高まっているのだらうなというふうには思いますけれども、この点を確認しておきたい

と思います。

【会 長】ではそれを全部ご説明ください。

【戸籍住民課長】1点目は、ポータルサイトは、既にマイナンバーカードを取得された方が、ご自身のマイナンバーに絡む業務がどのように取引をされているかですとか、そういったものを確認するサイトでございますので、既にマイナンバーカードにかえられた方と言ったほうがいいでしょうか、そういった方が確認をするサイトでございますので、先程申し上げた従来の住民基本台帳カードの有効期限に関することというのは、一般的な情報として出てはいるかもしれませんが、直接、その方向けに行くニュースではないです。

先程、6月と12月にそれぞれの利用者の方にご案内と申し上げましたが、機構からは、圧着のはがきでお客様の期限が12月で切れますよというご案内の通知が出ています。

それから、公的個人認証の申請をしてから使えるようになるまでの時間的なご質問でございましたが、資料44-1で、私どもがだいたい手順を踏まないと証明が出ないというように見える資料をつくってしまったものですが、この手順で言いますと、区がお客様の申請を受けまして、機構のほうに情報を送りますと、すぐさま機構からは情報がはね返ってきて、電子証明書が交付できますので、6番の手順にあります、情報が機構から戻ってきたらすぐにお客様に暗証番号を設定していただいて、すぐに交付できるということですので、時間的には全く数分の手順でございます。

それとセキュリティというところでございますが、今回の改正も踏まえまして、もちろん使用する回線の変更、それから電算処理をする端末の変更もございました。またその端末、回線につきましても、こちらは住基ネットの専用回線を使うということで、資料のほうにも書かせていただきましたが、送受信の際の暗号化が図られておりますし、また区のシステムに入ってくる時点でも、ファイアウォール等によるウィルス感染の防止等も図られております。

また、統合端末におきましては、先程セキュリティアドバイザーの指摘にもございましたけれども、操作する職員側に何かしら不正なことがもちろんあってはいけませんし、そういうことがないようにということで、機器等につきましても適正な処理が施されている、あるいは適正な手順でないと操作ができないようになっておりますし、それぞれの個別のお客様の処理をした後は、適正にログオフ、その情報が残らないように作業を進めているというところで、決してその個人の情報等が漏洩するようなことがないようにということに注意して作業をしているところでございます。

【会 長】川村委員。

【川村委員】 公的個人認証、変更前に比べて、格段に安全性は、セキュリティは高まったということと、また従前、東京都が認証していたときよりも、格段に早く認証ができるということは分かりました。

最後、お伺いしたいのですけれども、これはマイナンバーということではないのですが、お隣の中野区で、いろいろな情報漏洩があつて、問題が起きましたけれども、こちらのマイナンバーも絡んだお話ということになりますが、実際の担当者の方のセキュリティの確保の状況について、最後、確認して終わりたいと思います。

【会 長】 ご説明ください。

【戸籍住民課長】 この点につきましては、こちらも先程、情報セキュリティアドバイザーの方からのご指摘もございました。作業をする私ども職員の面での保護対策と申しますか、適正な処理というところの指導徹底という部分でございますが、私どもはもちろんこういったまさしく生の個人情報を扱っている部署ではございますので、もちろん私どもに配属された職員の、まず最初の研修というものの中に、もちろん区役所全体で行っている情報セキュリティの項目はございますけれども、戸籍住民課の職員として扱う情報の重要さ、重大さというところの認識を持つための研修というものもしっかり設けてございます。

また、これは全庁的に行っていることですが、情報セキュリティに関しては、必ず年に1回、自己チェックというようなものがございまして、日ごろの事務処理といったものが区の中の約束どおり行われているかといったものも自己チェック、また職場全体としての点検という形でも行っております。

また、私ども独自ではございませんけれども、毎月必ず職場内での情報交換あるいは課題解決のための内部会議もございますので、そういった場でその都度、個人情報の保護に対してはしっかりと認識をして、業務に携わるように指導しているところでございます。

【会 長】 よろしゅうございますか。

ほかにご質問かご意見、ございますでしょうか。伊藤委員。

【伊藤委員】 この仕組みが結構難しいなと思ったのですけれども、認証業務用サーバというのが右側に、資料4-4-2であるのですけれども、ここに保存される情報というのは、結局、何があるのですか。ここで多分認証をすることになると思うのですけれども。送信する情報と受信する情報というのが、いろいろな項目があるのですけれども、受信する項目にもいろいろな個人情報が入っていて、これはこっちには業務用サーバに保存されていないけれども、認証だけして、また入れたやつが返ってくるという、そういう意味になるのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【戸籍住民課長】 資料4 4 - 2、右側の地方公共団体情報システム機構の認証業務用サーバの中に、情報として残るのかという主旨のご質問かと思えます。こちらは、上段に書いてあるのと同様の送信情報を受けました機構のほうは、その情報は、機構のこのサーバ内に保存はされます。

【会 長】 伊藤委員。

【伊藤委員】 そういうことだと思うのですが、ということは、これは毎回、操作するたびに更新されていくということですね。この左から入れた情報が右にも更新されて、さらに統合端末にもどっちにも同期されているような状況が続くという感じですよ、きっと。

【会 長】 ご説明ください。

【戸籍住民課長】 公的個人認証、もちろんこの証明書を構成する条件が幾つかございまして、その内容は上に項目がございすけれども、そういったものの変更がありますと、それを更新しなければいけませんので、地方公共団体情報システム機構のサーバ内には、区から送った情報は保管されております。ただ、これを受けます住基ネットの区内のCSサーバのほうには、ここは経由するだけでして、保存という形はとってございません。

【会 長】 伊藤委員。

【伊藤委員】 そうすると、記録するコンピュータ統合端末というのは、ただ操作するコンピュータという意味だったということですか。資料が、5ページに書いてあるのですけれど。この辺がちょっと分かりづらいなと思ったのです。

【戸籍住民課長】 おっしゃるとおり、操作するための端末でございます。

【会 長】 伊藤委員。

【伊藤委員】 分かりました。これで疑問が解決してきたのですけれど、そうすると、ここの表記はちょっと分かりづらいというか、記録するコンピュータが統合端末というふうに書いてあると、どっちにもデータが共有されるのではないかという、どっちの対策も必要なのではないかというふうに思ったので、この仕組みはどうなっているのかなというのを今確認したのですけれども、ここの表記はちょっと見直したほうが良いと思います。以上です。

【会 長】 ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は報告事項2件で、相手方等の変更と電算処理の変更についてです。いずれも、2つとも了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次に資料45、国民健康保険料督促状作成業務の委託について（帳票の追加）であります。それでは、まず資料の確認をした上で、ご説明をお願いいたします。どうぞ。

【医療保険年金課長】 それでは、資料45をご覧ください。資料45です。これには、資料45-1、45-2、45-3の資料、それから前回の審議会資料、参考45-1、資料15と書いてある資料がございますが、この資料でございます。よろしいでしょうか。

【会 長】 どうぞご説明ください。

【医療保険年金課長】 では説明いたします。先に第3回の審議会でご承諾いただきました内容につきまして、帳票を追加するというので、今回ご報告するものでございます。

内容につきまして、まず資料45-1をご覧ください。これは前回ご審議いただきました資料でございますけれども、このうち赤字で書いてある部分でございます。現在、国民健康保険の帳票につきましては、システムが新しくなりますことに伴いまして、新宿区から委託する帳票の作成、印字、封入封緘を一括して同じ業者に頼むと、そういう変更になるということでございます。それで、右側の黄色い吹き出しの赤字で書いてあります、ここで右側が変更後の中で、新宿区から青い枠がZ社、これは委託業者でございますけれども、その中で帳票作成、印字、封入封緘を行うということですが、この部分の帳票について、追加するというのでございます。

続きまして、資料45-2をご覧ください。今回帳票の追加とあわせまして、来年度、新年度新しい契約をするに当たりまして、アドバイザーの意見も踏まえまして、一部変更を加えたところがございます。委託業者の中での帳票作成から封入封緘までの作業工程、そのトレーサビリティを確保するために、それぞれの工程における担当者、責任者、そういったものを明確にするということ、それからこの業務のフローについては、右側にありますけれども、新宿区において作成し、これを業者と共有して、そのフローに従って業務を進めるということ。それから、業者と新宿区の間でデータの受け渡し、あるいは成果物の納品、そういったところの場面でのデータのやりとりについては、確認書による記録を作成し、それぞれ担当者、こういった担当者がかかわっていたかというところを明確にしていくということで、トレーサビリティを確保するというのでございます。

今回、追加する帳票につきましては、資料45-3をご覧ください。赤字で記載しております一番下のナンバー16からナンバー19の4帳票を追加するところでございます。それぞれ右側のほうの一番上の欄をご覧ください。取り扱う情報項目については、それぞれ丸印をつけておりまして、全部で3ページにわたる項目に記載しております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【会 長】 それでは、セキュリティアドバイザーのご意見を、事務局のほうからご紹介ください。

【区政情報課長】 アドバイザー意見の一覧の3行目になります。国民健康保険督促状作成等業務委託についての助言ということでいただいております。今、担当課長のほうからのご説明の中にもございましたけれども、アドバイザーのほうからはセキュリティ対策、それから個人情報の取扱いの対策について、満足する対応がなされているとした上で、フローの中におけるトレーサビリティの確保ということで、ご助言をいただいているところでございます。変更後のフロー、資料45-2をご覧ください。データの引渡し、納品や検査、それからデータの返却といったような新宿区と業務委託の相手先とのやりとりにおいて、記録をしっかりと残す、事故が発生した場合にもトレーサビリティできるように、後で追えるように準備をしておくべきというご意見をいただきました。メールで追加を、確認をさせていただいた中には、具体的には業務フローを区のほうで作成をし、それに沿ってマニュアル化して作業をします。それで記録をとるということ。それからシステムの場合には、ログを一定期間取得し、何かあったときには、後追いできるようにすることなどがありますということの助言です。それを受けて、担当課の対応として、この3行目に書かせていただきますけれども、双方、区と相手先のほうで(1)から(3)に該当するような場合には、日時、取扱い者、それからやりとりをした情報の内容、数量を確認書に記録をし、区が履歴を追跡できるようにすると。具体的にはデータを提供するとき、それから納品するとき、最終的にデータを返却する場合というような対応をとらせていただいております。

もう1つが、委託先に対し、ログ監視ソフトにより本業務の各対象パソコンのログを収集させ、管理させることによって、情報漏洩等の事故防止対策を徹底させるということで考えてございます。以上です。

【会 長】 それではご質問かご意見、ございましたらどうぞ。

事務局にお尋ねするのですが、今後、今までは封入封緘だけ、取り出したようなものが結構あって、印字も多少はあったかもしれないけれども、ほとんど封入封緘だったのですけれども、今後はこういうふうな帳票作成から印字、封入封緘まで一括して委託することが多くなりそうなのですか。どうぞ。

【区政情報課長】 今の傾向といたしましては、量が一定規模のものについては、データから渡して印字作成までお願いして、封入封緘もというのが増えてきております。傾向として増えて

おります。

【会 長】分かりました。今後はそういうことだそうなので、そういうことも考えながらやって。本件だけではなくて、今後も出てくると思います。

それではご質問かご意見、ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは報告事項でございますので、了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了いたします。

引き続きまして、資料46、後期高齢者医療制度の保険料に係る賦課決定通知書、納入通知書（特別徴収開始通知書）及び納付書の封入封緘業務の委託について（業務内容の変更）であります。

それでは、資料の確認をした上で、議案の内容をご説明ください。

【高齢者医療担当課長】高齢者医療担当課長でございます。本日、ご説明に使用する資料につきましては、資料46、そして修正版資料46の2点でございます。

あとは資料46につきましては、図面1と2としまして、図面等がついてございます。よろしいでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【高齢者医療担当課長】それでは、事前に送付もさせていただきましたが、資料46をご覧ください。資料46の1枚おめくりいただきまして、事業概要をご覧くださいと思います。それと修正版資料46については、説明の中でご説明も差し上げます。

まず、資料46の2枚目でございます。事業内容のところでございます。今回お願いした業務につきましては、当課年1回の約3万件を超える一斉通知業務のうち、後期高齢者医療制度の保険料に係る賦課決定通知書あるいは納入通知書及び納付書について、封入封緘業務を委託してございます。これにつきましては、平成20年度の本審議会でご了承をいただいて、行っているものでございます。

現状のところでございますが、時期、対象件数、封入物については、記載のとおりでございます。

委託内容につきましては、区から委託先に区で事前に個人情報等を印字した封入物をお渡しして、現在、指定封筒に封入封緘させて、納品をさせているといった現状でございます。

作業方法につきましては、そこにもございますように、指定がございませんで、事実上、手作業で行っていると、人の目による照合で行っているというところがございます。

その下でございます。しかしながら、対象件数は年々増加してございまして、一方、先程区

政情報課長からもご説明がありましたように、様々な、より安全な防止策というのが発達してございます。個人情報保護をさらに強化するために、平成31年度から機械照合、あるいは機械集計を用いた業務を組み入れることとするという変更を行うものでございます。

その下の変更後でございます。時期、対象件数、封入物につきましては、対象件数を除いて変更はございません。

委託内容でございますけれども、印字内容の電子データを業者に渡して印字をさせて、賦課決定通知書、納入通知書、納付書を作成させ、その作成物を封入、いわゆる機械照合や機械集計によって封入封緘をさせ、それを納品させるといったように変更するものでございます。

次をまたおめくりをいただきます。次に次ページの別紙業務委託でございますが、これにつきましては、修正版の資料46の2ページ目のものをご覧ください。これにつきましては、1番目の変更点でございますけれども、情報項目の中で赤字で示してございますが、各委員の皆様へ送付後に項目の不足を発見いたしまして、今申し上げました赤字で追加させていただきました。誠に申し訳ございませんでした。

この、たくさんある項目については、年間の保険料あるいは保険料を納期ごと、大体、多い場合は9回に分けてですが、納入していただきますので、その納期ごとの金額及びその金額を導き出すために必要な項目、これが情報項目となつてございます。

また、その下の委託理由、委託内容、委託の開始時期及び期限、これにつきましては、先程説明しましたので、割愛させていただきます。

その下の区が行う情報保護対策及び次ページの受託業者に行わせる情報保護対策につきましては、後ほど区政情報課長から説明があるかもしれませんが、情報セキュリティアドバイザーの意見を取り込んだものを組み入れてございます。

その次のページの特記事項につきましては、委託契約書に添付する特記事項でございます。また、最初に申し上げましたこの図面につきましては、今私が説明しましたことにつきまして、より分かりやすく矢印、図面等をつけて説明したものでございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【会長】 それでは、セキュリティアドバイザーの意見を、事務局のほうからご説明ください。

【区政情報課長】 アドバイザーの意見一覧、4行目になります。後期高齢者医療制度の保険料に係る賦課決定通知書、納入通知書及び納付書の封入封緘の委託についての今回助言ということで、今回、この案件についても、先程の国保の封入封緘の作業と同様の主旨の助言が出てご

ざいます。それぞれのプロセスの個人情報の取扱いセキュリティ対応については、満足する水準の対応がなされているが、とした上で、人的な確保というのもしっかりやって、誤送付が起きないように留意することを助言するというので、具体的にはデータの引渡し、納品検査、データ返却などの過程において、区が何かあったときに追えるようにする必要があるというトレーサビリティの確保の助言がございました。

対応といたしましては、先程国保の説明のときと同様ですけれども、データの提供時、それから納品時、それから返却時に双方で日時、取扱い者、情報内容、数量を確認書に記録すると。それでまた、後ほど区が追跡できるようにすること、あとログ管理の徹底ということで、対応を行うというふうに回答をいただいております。以上です。

【会 長】委託先についてはどういう検討が行われているのでしょうか。

【高齢者医療担当課長】委託先につきましては、仕様の中ですけれども、プライバシーマークを取得している業者ということでございます。この仕様の中で、機械封入封緘ができる事業者及びこのお渡しした図面等にもございますけれども、各委託の作業段階においてこういったチェック項目が働くことができる事業者ということを条件に、選んだ上で入札ということになるかなというふうに考えてございます。

【会 長】事務局にも聞きたいのですが、先程の健康保険の関係も、「委託先はプライバシーマークを取得している事業者（入札で決定）」ということになっていますよね。先程お尋ねしたように、このタイプのもが多くなるとすれば、今までの封入封緘よりもデータを渡していますから、危険度は大きくなるわけで、それについて業者のどういふのがかみ合うとか、こういうことができるのはそうたくさんいるわけではないと思うのですよ。区のほうで業者の選定について、基準とか名簿とか、何かあるのでしょうか。

【区政情報課長】入札に来ていただく業者については、東京都全体の登録の制度がございまして、そこから声をかけるといいますか、入札に参加をしていただくのですけれども、通常のプロポーザルと違いまして、競争入札になりますと、呼んだ後は金額の安い、高いで落ちることになりますので、呼ぶ段階で、今、担当課長から説明がありましたけれども、プライバシーマークは必ずついている業者が入札に参加することというような、そういう指示はできるかと思っております。

【会 長】本件について聞きますけれど、入札をできる業者というのは、プライバシーマークなんて、こういう仕事でそのように持っていないと仕事にならないから、ほとんどの業者が持っていると思うのですよ。そう難しいあれではないですけれども、1社とか3社とか、30

社とか、どういう人たちに入札をさせるのですか。

【高齢者医療担当課長】過去に同種の入札があったときに、例えばトッパン・フォームズという会社ですとか、光ビジネスフォームというような会社を呼んでございます。今回の内容の業務につきましては、実は国民健康保険料の賦課通知、あるいは納入通知、それから納付書、あるいは区民税のいわゆるそういった通知についても、機械封入をやってございますので、過去の実績はあるものというふうに考えてございます。したがって、いわゆる契約部門においても一定のそういった業者の情報というのは、持っているものというふうに考えてございます。

【会 長】要するに新宿区としては何社か大手みたいなところがあって、それで入札をかけて、それぞれ業者にその都度内容とか会社の事情もあって、金額が異なることがあって、1社に特定しているわけではないけれど、ある程度の数社か大手に、結局入札をさせるということになっている、こんなことですか、実態は。

【高齢者医療担当課長】そういうふうに考えてございます。

【会 長】特定ではないけども、そういうふうにやる、一応入札の形式はとっています、こういうことですね。

【高齢者医療担当課長】はい。

【会 長】では、ほかにご質問かご意見、ございましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】三雲です。先程の国民健康保険のものと比較すると、処理させる情報項目の記録媒体というところに少し違いがあって、3ページ目なのですけれども、電磁的記録媒体、パソコン及びCD-RまたはDVD-R等、またはその総合行政ネットワークLGWANというふうな記載があって、LGWAN回線を介して情報項目が委託先に渡るとということが想定されているようなのですけれども、これはどういうふうに渡るのか、仕組みについて説明をお願いします。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者医療担当課長】これについては、業者によってできる業者とできない業者があると思っております。このLGWANについては、これを利用するためには申請をして、それで条件が合致して、できとなった業者だけがこういった政府のこの総合ネットワークを使えるということでございます。具体的に申しますと、私どもが業者にCD-RまたはDVD-Rでお渡ししようとしているデータをお渡しするとき、あるいは業者から返してもらうときには、LGWAN、この回線を使う等も考えてございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】要するに物理的に媒体を渡すというのは、非常に分かりやすいですよ。そうではなくて、L G W A N上でデータを渡すというのは、新宿区が用意しているサーバ上のその一定の領域に、L G W A Nを介してそのA S P事業者がアクセスをすることができ、そこから情報を抽出することができるようになっていて、そのフローというのは、情報が渡るフローを知りたいのですが、どういうふうになっているのですか。

【高齢者医療担当課長】具体的にその業者になるかどうかというのは、まだ決まっているわけではなくて、先程申しましたように、入札で業者が決まりますので、使える業者についてそういった取扱いが起り得るといってございまして、一部の業者がそういった取扱いが可能であるというところで、ここで載せさせていただいたというものでございまして、一般的にはいわゆるC D - RかD V D - R等を用いた情報の受け渡しというのが一般的だというふうに現時点では考えております。

【会 長】もっと聞きたいことを具体的に質問したほうが。三雲委員。

【三雲委員】最初に仕組みと言ひ、またフローと言ったのは、要するに情報項目はどこに置いてあるものを、ネットワーク上の、どこに置いてあるものをどういうふうに事業者がアクセスして、取得するのかという仕組みを知りたいのです。

【高齢者医療担当課長】基本的には情報ですから、区の我々が所管するいわゆるデータを保存している箇所にアクセスをしていただいて、そこから我々が送るなりするということございませぬけれども、もっと具体的な中身ですか。

【会 長】どうですか、三雲委員。どうぞ。

【三雲委員】要するにメールみたいに直接送り込むのではなくて、新宿区のサーバにある情報に、L G W A Nを介してアクセスするということですよ。そうすると、新宿区のサーバではこの事業者に渡すためのデータセットだけを置いている領域をつくって、そこにだけアクセスできるようにしているのか、そうではなくて、一般的にこの後期高齢者医療担当課のデータにこのA S P事業者がアクセスできるようになるのか、これはどういう仕組みになっているのですか。

【会 長】ご説明、お願いします。

【高齢者医療担当課長】基本的には電磁的媒体のやりとりというところで想定してございまして、確かに今ここに書きました総合行政ネットワークということでのやりとりもあり得るといって書かせていただきましたけれども、詳しい資料を今持ち合わせてございませぬので、確認をさせていただきます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】4ページ目の運用上の対策が全く違うものになると思うのですよね。区から提供された媒体は、施錠できる金庫に保管させるとか、媒体とパスワード通知書の受け渡しはとかです。それから納品完了後データを消去させ、このあたりのやり方とか、あるいは区の職員が暗号化された個人情報データとパスワード通知書を委託先に提供するときのトレーサビリティの問題だとか、これ、全然違ってきてしまうと思うのですが、もしこれ、本当にLGWAN回線を介した提供も想定されているのであれば、そこに対応する対策を書きいただかないと、セキュリティ上どんな対策をとるのか全然分からないことになってしまうと思うのですが、その点いかがですか。

【会 長】事務局のほうで。

【区政情報課長】委員からのご指摘いただいた点は、もっともでございますので、今、担当課長からも今、現時点で可能性のあるLGWAN回線を介したやりとりというものが、どういうスタイルでやりとりをするのかというのを、ここでご説明ができない中では、今回の冒頭までに整理をさせていただき、もう1回、ご報告をさせていただきたいと思います。

【会 長】これ以上議論できない話ですよ。これ、さっき、前の国民健康保険のもちよつと見直してみたら、今のLGWANのことは書いていないのですけれど、その前の電磁的媒体というのは、同じように電磁的媒体（パソコン及びCD-RまたはDVD-R等）と書いてあるのです。だから、同じやり方だろうと思うのです、さっきのもね。さっきのは、LGWAN回線が書いていなかったから、今の質問とはちょっと違うのだろうけれども、パソコンというのも、パソコンというか、取り出した形のCDとか、最近いろいろな道具はあると思うのですけれど、取り出したデータだけのものを記録した媒体を渡すというのはいいのですけれど、パソコンと書かれてしまうと、今の三雲委員の質問は、結構そこにも問題があると思うのです。パソコンと書かれて、どうやってパソコン、誰がどっち側が開いて、どういう、まとまったデータを見せるのか、送るのか、もうちょっとはっきりしないといけないのではないのでしょうか。確かに三雲委員の指摘どおりだと。事務局のほうで。

【区政情報課長】先程の国保のほうについては、再度確認はしますけれども、一応担当課のほうからは、委託先のスタンドアローンのパソコンでデータを取込みをして、印字のための処理をパソコンですというふうに聞いてございますので、ネットワークとか云々ということでは、再度でも確認をいたします。

【会 長】そうですね。特に情報を提供する段階の、提供のフロー、三雲先生のおっしゃっ

たフローだと思うのですが、そこがはっきりしないと議論できないので、本件、この時間がどういうふうになっているか、今後の予定が今すぐ分かりませんが、4月1日からですか。そういうことだと。次回期日に改めて出し直してもらうということで、よろしいですか。恐縮ですが。そういうふうにしましょう。本件は、継続審議で終了いたします。ご苦労さまでした。次回よろしくをお願いします。

それでは次に、資料47、住宅宿泊事業者等情報の警察等への外部提供に係る実施状況について（報告）であります。

それでは、資料の確認をした上で、ご説明ください。

【衛生課長】衛生課長でございます。よろしくお願いいたします。

まず資料になりますけれども、資料47、及び資料47-1、参考の47-1の3点になりますけれども、おそろいでしょうか。

【会 長】どうぞご説明ください。

【衛生課長】それでは説明をさせていただきます。本件につきましては、今年度の第2回の個人情報審議会にお諮りし、実績を報告することとさせていただいたため、今回報告をさせていただくものです。

なお、前回の資料につきましては、参考47-1として添付しております。

平成30年6月15日に住宅宿泊事業法が施行され、区では住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例に基づき、警察、消防等と連携して、本事業の適正な運営の確保に努めています。特に警察とは、本事業に起因する生活環境の悪化を防止するため、必要に応じて住宅宿泊事業者の情報を共有し、連携して是正するための調査や立ち入り、注意、指導等の必要な措置を行うこととしています。

今回は警察への外部提供の実績について、ご説明します。

資料47の裏面のほうをご覧ください。今回の報告の対象期間は、平成30年5月から12月までとなっております。（1）捜査機関、裁判所、弁護士会等が法令に基づいて行う照会に対して回答したものが2件ございました。詳細は資料47-1、横長になっているものなので、そちらのほうをご覧ください。

まず1件目は、刑事訴訟法第197条第2項を根拠として、住宅宿泊事業者の一覧を外部提供したものです。外部提供に係る個人情報は、個人事業者の氏名、住所、電話番号です。その他の情報は、条例に基づく公表事項となっております。提供の媒体は、紙でございまして、衛生課の窓口にて提供をしました。提供した時期は5月30日、提供先は渋谷警察署です。

次に2件目になりますけれども、こちらは破壊活動防止法第27条を根拠とし、特定の住宅に係る情報の外部提供を行ったものです。外部提供を行った個人情報、住宅宿泊事業者である法人の代表者の生年月日、性別、身分証明書の内容、管理業者である個人の氏名、当該住宅の登記事項証明書、賃貸借契約書になります。提供媒体は紙でございます、こちらにつきましても、衛生課窓口にて提供しております。提供の時期は9月4日、提供先は関東港湾調査局となっております。

次に初めの資料のほうにお戻りください。(2)になりますけれども、(1)以外に本審議会承認事項に基づく情報提供の実績はございませんでした。

報告は以上となります。よろしく願いいたします。

【会 長】セキュリティアドバイザーの意見はあるのでしょうか。ないですか。

【区政情報課長】ございません。

【会 長】ないですか。分かりました。それでは、ご質問かご意見、ございましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】これ、以前の前回の審議会資料を今見ているのですが、3ページ目のところに外部提供を行う理由については、生活環境の悪化を防止するためということと、住宅宿泊事業の適正な運営を確保する、それが目的、理由になっていて、そのために警察に対して情報提供を行うことができると、こういう諮問だったというふうに理解しております。つまりこれは新宿区の側から見たときに、住宅宿泊事業が適切に行われていなくて、法的、刑事法上の対応が必要だということを考えたときに、警察への対応を行っていただくために外部提供を行うものというふうに理解して、諮問に対して承認というふうに、私も賛成したつもりなのですが、今回これを見ると、刑訴法上の照会が警察署からあったとか、あるいはその関東港湾調査局のほうから、破防法の関係で照会があったとか、外部提供を行う理由、もともと諮問されたところと理由づけというのが、提供の根拠が異なっているように思うのですが、この点はどのように整理されているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【衛生課長】委員のご指摘のとおり、前回諮問の中身は、こちらが区側としまして生活環境悪化の防止と、また住宅宿泊事業者の適正な運営に対して悪質な場合等で、こちら側からの情報提供が必要と考えた場合ということで、諮問させていただいております。今回、その諮問内容に基づく情報提供は、実績としては1件もございませんでした。ただ、(1)のほうは、一括承認事項として法令に基づく情報提供ということで、承認していただいている事項となりま

す。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】私のほうが誤解していたようです。ありがとうございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは報告事項ですよ。1枚目が諮問事項になっていて。諮問事項なら外部提供の時期との関係で問題があると思ったのですけれど。報告事項に間違いないですね。報告事項ならいいのですけれど。諮問事項だったら、外部提供の前に、事前に出してもらわないと、諮問の意味がないのでということ。報告事項だそうですから、それでは了承ということで、よろしゅうございますか。では本件は了承ということで。

【衛生課長】ありがとうございました。

【会 長】ご苦労さまでした。

では、次に、資料5-2、育児休業代替要員としての派遣労働者の受入れについて（変更）であります。

それでは事務局のほうでこれは説明いただけるそうなので、資料を確認の上、議案の内容を説明してください。

【区政情報課長】最後の案件になりますが、資料の5-2の標題が右の肩にある資料が1つ、それからその次に資料5-2-1、それから資料5-2-2、資料5-2-3というものでお配りしてございます。この育児休業代替要員としての派遣労働者の受入れにつきましては、30年度の第1回の本審議会に障害者福祉課のほうから事前報告ということでご説明をした案件になりますけれども、その変更になります。

具体的に変更の箇所なのですが、こちらの資料5-2-3ページ、派遣労働者の受入れ期間のところ、太字で線が引いてございますが、実はこの派遣労働者の受入れについての育休をとっている職員が延期をとりまして、12月17日までだったのですけれども、3月いっぱいまで育休をとることになりました。それに伴いまして、派遣労働者の受入れ期間が3月29日まで延びたということで、審議会に変更の報告をさせていただきたいという変更の報告でございます。変更点は以上でございます。

【会 長】何かご質問かご意見、ございましたらどうぞ。

よろしゅうございますか、本件は。これは報告事項ということで、了承ということにいたしますが、よろしゅうございますか。

それでは一応予定の諮問・報告事項は終了いたしました。事務局のほうで、そのほかに何

かございますか。どうぞ。事務局。

【区政情報課長】平成31年1月4日付で第二東京弁護士会より、平成30年8月22日付で弁護士会が発表した新宿区による区内高齢者情報の警察への情報提供をただちに中止することを求める会長声明について、送付先が不明な委員に渡すよう、依頼文書が区政情報課に届きました。該当する方には、事前に情報提供して確認をしてございますけれども、受け取りを希望される方については、後ほどお渡しをさせていただきたいと思います。今、お預かりをしていない皆様については、弁護士会から直接送付をしたということで、弁護士会のほうの送付分には書いてございましたので、こちらではお預かりをしてございませんが、ご了承ください。以上でございます。

また、次回の審議会の日程でございますが、今月30日木曜日、午後2時から、場所については、第三委員会室、本会議室で予定してございますので、よろしく願いいたします。以上です。

【会長】これをもちまして、本日の審議会を終了といたします。

どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後 4時00分閉会